

# 健康診断契約約款

(総 則)

第1条 乙は、請負契約書に基づき、頭書の請負期限内にこれを完了するものとし、甲は、これに対し代金を支払うものとする。

(業務の内容)

第2条 乙が行う業務内容は、次のとおりとする。

2 一般定期健康診断

- (1) 既往歴及び業務歴
- (2) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定
- (3) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (4) 胸部エックス線検査
- (5) 喀痰細胞診
- (6) 血圧の測定、血糖検査、並びに尿中の蛋白、糖及び潜血の有無の検査
- (7) 心電図、LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、膵機能及び白血球数の検査
- (8) 胃の検査
- (9) 肝機能検査
- (10) 便潜血反応検査
- (11) 眼底、眼圧の検査
- (12) 子宮がん及び乳がんの検査
- (13) その他必要と認める検査

3 前2項の実施箇所については甲の指定する場所(別紙3)とする。また、業務の全体又は一部を完了したときは、その結果について、成果品を甲の指定する箇所(別紙3)に提出しなければならない。

4 請負予定金額算出は、健診受診計画書(別紙2)の項目ごとの人員にそれぞれの契約単価を乗じて算出された額の計とする。

(計画書の変更)

第3条 実施日程は、甲の定める別紙「計画書」によるものとする。但し、計画書により難しい場合が生じた時は、甲乙協議して変更するものとする。

(請負期間の延期)

第4条 乙は、頭書の請負期間内に請負業務を完了することができない時は、甲に対し遅滞なくその理由を詳記して期限の延長を求めなければならない。

2 前項の場合、期限後において完了の見込みがあると甲が認めた時は、甲は請負期間を延長することができる。

3 第1項の場合において、天災その他乙の責に帰することができない理由による場合には、甲乙協議して請負期間の延長を定めるものとする。

(受診人員及び受診場所)

第5条 健康診断の受診人員及び受診場所は、計画書等のおり予定するが、これに異動を生じて乙は異議を申し立てないものとする。

(監督職員)

第6条 甲(甲の指定する職員を含む。)は、監督職員を定めたときは、書面によりその

氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更した時も同様とする。

2 監督職員は、この約款の外に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、業務の実施についての乙又は乙の現場代理人に対する指示を行うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 甲（甲の指定する職員を含む。）は、乙から第2条第2項から第4項に定める成果品等の提出があった時は、甲の受理した日から10日以内に検査を行うものとする。

2 前項の成果品等は、検査に合格した時をもって引渡しを完了したものとする。

(請負代金の請求及び支払)

第8条 乙は、各健診項目ごとに合格した実施人員に頭書の単価を乗じて得た額を甲に請求することができるものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に請負予定金額を支払うものとする。

(請負代金の部分払い)

第9条 乙は、各健診種目ごとに事業所を単位として、合格した検診項目ごとの実施人員に頭書の単価を乗じて得た額を部分払いとして甲に請求できるものとする。

(一般的損害)

第10条 本契約の履行に関して生じた一般的損害は、乙の損害とする。

ただし、甲の責に帰する場合は損害については、この限りではない。

(履行遅延の場合における損害)

第11条 乙の責に帰すべき理由で、第4条第2項の規定により請負期限を延長した場合は、乙は甲に対し違約金として遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額とする。

2 甲の責に帰すべき理由により、第8条第2項に定める支払いが遅れた場合は、乙は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務上知り得た秘密を他人に洩らしてはならない。

2 前項の規定に違反したことにより生じた損害については、乙がその責を負うものとする。

(権利義務の譲渡及び継承)

第13条 乙は、この契約に属する権利義務を甲の承認を得ないで第3者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、事業の全部又は大部分を一括して第3者に委託し又請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

3 乙は、甲に対して一部の請負について、その名称、その他必要な事項を通知しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一

部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

3 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

4 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申出たとき。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第15条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項又は第2項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(甲による契約の解除等)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なしに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 乙が次条第1項の規程によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、天災不可抗力、その他乙の責に帰し得ない事由により乙が当該年度内に業務を完了する見込みがないと認められるときは、契約を解除することができる。

3 甲は、乙が第13条第1項に反した場合、又は請負い事業者として不適切と判断される場合契約を解除する事ができる。

4 甲は、前3項の規程により契約を解除した場合において、事業の既済部分及び完済部分で検査に合格したものがあるときは、当該部分に対する請負予定金額を乙に支払うものとする。

5 乙は、第1項並びに第3項の規程により契約が解除された場合は、請負予定金額の1/10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲の受けた損害額が違約金の額を超える場合は、甲は、その不足額を乙に請求できる。

(紛争の解決方法)

第17条 この契約に関して紛争が生じた場合は、甲乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(契約外事項)

第18条 この約款に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。次のとおり一般競争入札に付します。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せ

ず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。